

中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

第59回

中国への進出(その6)－持株会社1

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

中国における外商投資企業に対する規制緩和や中国国民の購買力の向上に伴い、中国を生産の場だけではなく、市場として捉え、中国に進出する日本企業が増加している。前回までは、中国への進出形態である駐在員事務所、合弁会社、独資会社を検討し、さらに、最近注目をあびている販売会社について解説したが、今回以降、投資性会社(持株会社、ホールディングカンパニー、傘型会社ともいう)について検討することとしたい。

一 投資性会社の基本業務

Q1: 日本企業A社は、近年、中国投資を積極的に行った結果、投資先の会社が増加しましたが、それぞれの投資先の会社が別々の経営理念を有している現状を変革し、投資先の会社を一つのグループとして、将来構想を共有したいと考えています。また、投資先の会社がそれぞれの製品を個別に販売している現状を変えたいとも思っています。

そこで、持株会社の設立を検討していますが、中国において設立することが認められている持株会社制度の概要を教えてください。

A1: 中国においては、外国の投資家が投資性会社を設立することが認められています。投資性会社とは、外国の投資家が中国国内において直接投資、すなわち、経営参加や技術提携などを目的とした投資をするために設立する会社をいいます。投資性会社は、傘下の会社が生産するための原材料等を中国国内外から一元的に調達すること、傘下の会社が生産した製品を中国国内外において代理販売すること、アフターサービスを提供すること、傘下の会社に対して技術サポートや従業員訓練、人事管理サービスなどを提供することなどができます。

投資性会社とは、外国の投資家が中国国内において独資又は中国の投資家との合弁の形式で設立し、直接投資に従事する会社をいう。投資性会社は、中国国内の会社に投資することを目的としているが、その他、実際には、①傘下の会社がグループ会社として共通の将来構想や理念を有することやグループ会社間の関係強化、②中国事業全体の管理、③傘下の会社の統一ブランド化、④生産設備、生産原材料の調達の効率化、⑤傘下の会社の生産品の販売の一元化などを目的としていることが多い。中国に進出するにあたって多くの企業は製品の生産拠点と位置

づけ、状況に応じて合弁会社・独資会社などを設立してきているが、このような生産性会社が増加すると、グループ会社として相互の関係を強化したり、調達・販売などの点において効率化をはかったりする等、中国への進出戦略全体を見直し、調整する必要が生じる。その一つの解決策となりうるのが投資性会社の設立である。

投資性会社は、中国において外商投資を行うことができる分野において、投資のほかにも以下の業務を行うことができる(2004年11月17日公布「外商による投資性会社の投資設立に関する規定」(以下、「投資性会社に関する規定」という)第10条)。

(a) 傘下の企業の書面による委託を受け(董事会の全会一致の決議を経る)、傘下の企業に対し以下のサービスを提供する。

① 傘下の会社に協力し又はこれを代理して、当該会社が自ら使用する機器設備、事務設備及び生産に必要な原材料、素子、部品を国内外から購入し、並びにその傘下の会社が生産した製品を国内外において販売し、かつアフターサービスを提供する。

② 外貨管理部門の同意及び監督の下、傘下の会社間の外貨バランスをとる。

③ 傘下の会社に対し製品の生産、販売及び市場開発過程における技術サポート、従業員の訓練、企業内部の人事管理等のサービスを提供する。

④ 傘下の会社に協力して、借入先を探し、担保を提供する。

(b) 中国国内において科学研究開発センター又は部門を設立し、新製品及びハイテクの研究開発に従事し、その研究開発成果を譲渡し、かつ相応の技術サービスを提供する。

(c) 投資性会社への投資者に対しコンサルティングサービスを提供し、その関連会社に対しその投資に関する市場情報、投資政策等のコンサルティングサービスを提供する。

(d) 親会社及び関連会社のサービス外注業務を請け負う。

上記の各項目における「傘下の会社」とは、①投資性会社を通じた外国投資者の単独出資又はその他の外国投資者との共同出資の比率がその投資先企業の登録資本の25パーセント以上を占めており、かつ、②投資性会社の投資額がその投資先企業の登録資本の10パーセントを下回らないという要件を満たす会社であり(投資性会社に関する規定第12条、本稿において、以下同じ)、この要件に合致しない会社に対しては、上記のような業務を提供できない点に注意が必要である。

以上の通り、企業内部の人事管理サービス、関連会社に対するコンサルティングサービス、親会社及び関連会社のサービス外注業務の請負など、従来認められていなかった業務が認められるようになり、投資性会社の業務範囲は拡大傾向にあるといえる(「外商による投資性会社の投資設立に関する暫定規定」(1995年4月4日施行。すでに廃止。以下、「旧暫定規定」という)参照)。

なお、投資性会社は、発起人として外商投資株式有限会社を発起設立し、又は外商投資株式有限会社等の未上場流通法人株を保有することができるものの、株式有限会社の上場流通株式

を保有することはできない(投資性会社に関する規定第14条)。かかる規制は、投資性会社による、キャピタルゲインを得ることを目的とした投機的な投資を防止するためであると考えられる。

二 投資性会社の拡大業務

Q2:日本企業A社は、中国において投資性会社を設立し、当該会社を通じて傘下の会社が生産した製品を中国国内外において販売することや、傘下の会社に対して運送サービスや製品保管サービスなどを提供し、傘下の会社が生産した製品を一元的に管理したいと考えていますが、可能でしょうか。

A2:投資性会社は、投資者の払込済の登録資本額が3千万米ドルを下回らず、かつその登録資本額が法定の用途に用いられるなど、一定の要件を満たした場合には、傘下の会社が生産した製品を買い取った上で中国国内外において販売することや、傘下の会社に対して運送サービスや製品保管サービスを提供することができます。

投資性会社が設立後、①法により経営し、違法の記録がなく、②登録資本が定款の規定に従って期限通りに払い込まれ、③投資者の払込済の登録資本額が3千万米ドルを下回らず、④かつ本規定第8条に規定する用途に用いられた場合、すなわち、投資性会社の登録資本のうち少なくとも3千万米ドルが、新たに設立する外商投資企業に対する出資とされた場合などには、投資性会社は、所在地の省、自治区、直轄市又は計画単列市の商務主管部門の審査・同意を経て、商務部に申請し、かつ許可を取得すれば、投資性会社が中国において従事する経営活動の実際の必要に応じて、国の関連規定に従い、さらに以下の業務を営むことができる。(投資性会社に関する規定第15条)。

(a)傘下の会社の書面による委託(董事会の全会一致の決議を経ること)を受け、以下の業務を展開する。

① 国内外市場において買取方式により傘下の会社が生産した製品を販売する。

② 傘下の会社に対し運送、倉庫保管等の総合サービスを提供する。

(b)代理、買取販売、又は輸出買付機関(内部機構を含む)設立の方式により国内商品を輸出し、かつ関連規定に従って輸出の税金還付手続を行う。

(c)傘下の会社が生産した製品を購入し、システムを構成してから国内外において販売する。傘下の会社が生産した製品がシステム構成の必要を完全には満たすことができない場合、投資性企業は、国内外においてシステムを構成するための関連製品を購入することを許可される。但し、購入した、システムを構成する関連製品の価値はシステムの構成に必要なすべての製品の価値の50%を上回ってはならない。

(d)傘下の会社の製品の国内買取販売業者、代理業者、及び投資性会社、その親会社又はその関連会社と技術譲渡協議書を締結した国内の会社、企業に対し関連する技術訓練を提供する。

(e)傘下の会社が生産を開始する前又は傘下の会社が新製品の生産を開始する前に、製品の市場開発を行うため、投資性会社が傘下の会社の生産する製品に関連する親会社の製品をそ

の親会社から輸入して国内において試験販売する。

(f) 傘下の会社のために機器及び事務設備の経営性リースサービスを提供し、又は法により経営性リース会社を設立する。

(g) 投資性会社が輸入した製品のためにアフターサービスを提供する。

(h) 対外請負工事の経営権を有する中国企業の国外工事請負に参加する。

(i) 投資性会社の輸入する親会社の製品を国内において販売(小売は含まない)する。

投資性会社の基本業務の範囲(「一」参照・投資性会社に関する規定第10条)においては、投資性会社は、傘下の会社の製品を買い取った上で第三者に販売することはできず、傘下の会社を代理して販売することができるのみであったが、上記の要件を満たす場合には、傘下の会社が生産した製品を買い取った上で中国国内外において販売することができるようになる。

また、既存の投資性会社は、外商投資商業領域管理弁法に従い、経営範囲を変更することによって、コミッション代理、卸売、小売及びフランチャイズ経営活動に従事することができる(投資性会社に関する規定第11条)。外商投資商業領域管理弁法の詳細については、前回の「中国への進出(その5)―販売会社」をご参照いただきたい。

従来、投資性会社は、投資家に代わって貿易仲介役務に従事することができなかつたため(旧暫定規定第6条第3項)、投資性会社が親会社の製品を輸入し、中国国内において販売することはできなかつた。しかし、上記の通り、投資性会社が一定の要件を満たせば、コミッション代理、卸売、小売活動に従事することができることとなつたため、投資性会社が親会社の製品を輸入し、中国国内において販売することも可能となつた。